

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク中津

中津公共職業安定所広報
2025年4月号

contents

- 1 2025（令和7）年度雇用保険料率のお知らせ P1
- 2 4月から「育児時短就業給付金」を創設します P2
- 3 職業情報提供サイト（job tag）がリニューアルしました P3
- 4 管内労働市場の状況 P4
- 5 セミナー、各種相談会のお知らせ P4



青の洞門（中津市）

1

《事業主の皆さまへ》

2025（令和7）年度の雇用保険料率のお知らせ

- ◆ 2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
 - 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。
(建設の事業は4.5/1,000です。)

前年度から
変更されます



2025（令和7）年度の雇用保険料率

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2

《被保険者、事業主の皆さまへ》

2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)



詳しくは、
ハローワークへ
お問合せください

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること。

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

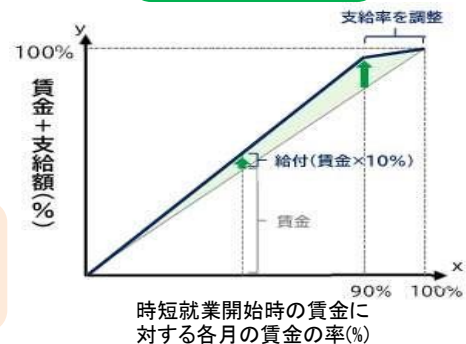
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

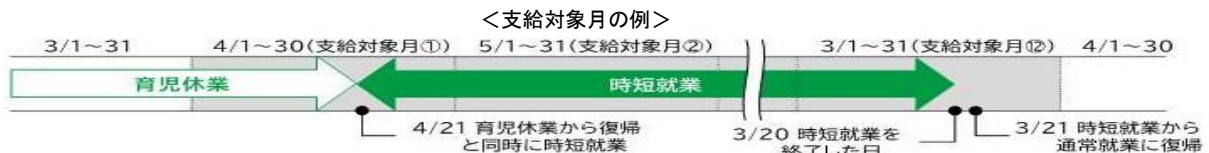
- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき。
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき。
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき。

支給額のイメージ



3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業されている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したもののみならず、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

3

職業情報提供サイト (job tag) がリニューアルしました

厚生労働省は、職業情報提供サイト (job tag) を、進路・就職を考える学生等、仕事をお探しの方、企業の人事・研修担当、就職・転職を支援するキャリアコンサルタント等、より幅広い方々に活用していただけるよう、2025年3月18日 (火) にリニューアルしました。

〈 主なリニューアルポイント 〉

- サイトの正式名称を「職業情報提供サイト (job tag)」に変更
- サイト機能を紹介する使い方動画を2つ拡充 (教育現場、支援者の方に向けたjob tagの機能や活用方法を紹介した動画を新たに追加)
- 各職業の賃金の情報を拡充
1時間あたりの賃金、経験年数別の所定内給与額グラフ、月別求人賃金、転職市場の賃金相場といった様々な切り口から賃金情報を確認できます。
- 新たな職業が追加
新たに10職業の情報 (社会学研究者、鉄道車両の設計・開発、探偵、麻酔科医、検疫官 (看護師)、養護教諭、イベントの企画・運営、学校事務 (私立大学)、児童発達支援管理責任者) が追加され、より多くの職業を調べることができるようになりました。

Job tagとは？

500を超える職業について、ジョブ・タスク・スキル等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動、人材育成等を支援するウェブサイトです。

- 就職活動
各種検査による自身の適職探索、自己分析、希望職業情報と自身のこれまでの経験を照らし合わせアピールポイントを検討、等で活用できます。
- 企業の採用活動や人材育成
求める人物像の明確化、従業員のスキル棚卸し等による教育・訓練の検討、人材配置の検討等に活用できる。
- キャリアコンサルティング
職業情報を参考とした客観的な助言、相談者がこれまでの職業経験で蓄積したスキル・知識の棚卸しや各種自己診断ツールの結果等を踏まえた相談等に活用できます。

主な機能

- 職業検索
気になるワードや分野などから職業の情報を検索できます
- 自己診断ツール
各種検査ツールにより適職を探索できます
- キャリア分析
データから自身の強み・弱みを分析でき、就きたい職業と比較ができます
- 人材採用要件整理
求める人材の人物像を明確にできます
- 人材活用シュミレーション
現状の人材と将来あるべき人材の姿を比較し、人材育成を支援します

URL <https://shigoto.mhlw.go.jp>



4 管内労働市場の状況

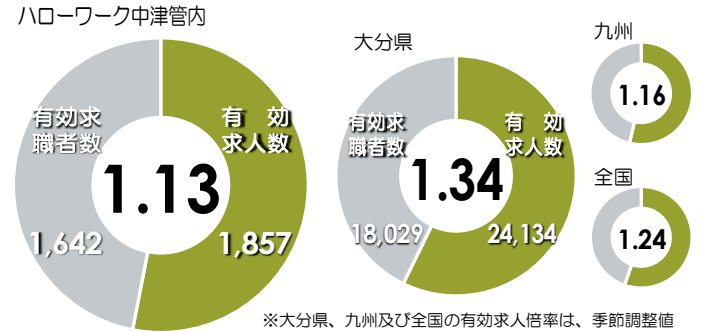
■職業紹介関係 (2月)

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
新規求職申込件数	406	412	419	▲13
月間有効求職者数	1,642	1,528	1,641	1
新規求人数	683	721	675	8
月間有効求人数	1,857	1,820	1,922	▲65
新規求人倍率	1.68	1.75	1.61	0.07
有効求人倍率	1.13	1.19	1.17	▲0.04
紹介件数	416	350	451	▲35
就職件数	155	108	166	▲11

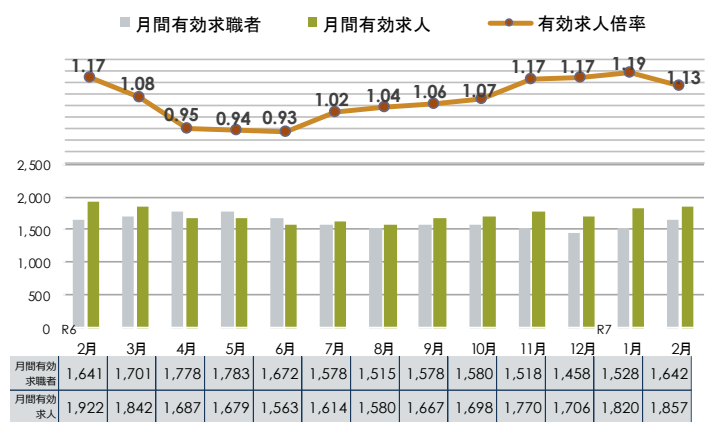
■雇用保険関係 (2月)

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
適用事業所数	1,518	1,515	1,509	9
月末被保険者数	24,757	24,808	24,810	▲53
受給資格決定件数	97	103	96	1
受給者実人員	332	351	344	▲12

■有効求人倍率 (2月)



有効求人倍率/求人・求職の推移 (令和6年2月～令和7年2月)



5 セミナー、各種相談会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談

事前申込み

4/15 (火)

13:30~15:30 セミナー

15:30~16:30 個別相談

会場:ハローワーク中津 2階 会議室

再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等しながら実践力を身につける専門講師によるセミナー(定員各10名)定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。【申込み】ハローワーク中津受付まで

【問い合わせ】0979-24-8609

福祉のしごと相談会

当日受付

4/18 (金)

13:00~15:00

会場:ハローワーク中津 1階 面談ブース

福祉関係の職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県福祉人材センター ☎ 097-552-7000

看護職の就職相談会

当日受付

4/15 (火)

10:00~12:00 会場:ハローワーク中津 1階 面談ブース

ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県ナースセンター ☎097-574-7136

心理カウンセリング

事前予約

4/4・11・18 (金)

13:00~16:00 会場:ハローワーク中津 2階 相談コーナー

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士の相談やアドバイスが受けられます。【予約】ハローワーク中津まで

おおいたサポステ出張相談会

事前予約

4/10・24 (木)

13:00~16:00 会場:ハローワーク中津 2階 会議室

働くことに悩みを抱えている15~49歳までの方へのキャリア・コンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。

【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで ☎ 097-533-2622